

告 示

埼玉県教委告示第五号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項による届出があったので、公示する。

令和三年一月十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 廃止する技能教育のための施設の名称

KTCおおぞら高等学院 大宮キャンパス（埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目百五十番地二）

二 廃止年月日

令和三年三月三十一日